

2026（令和8）年9月1日

お得意様各位

旭興産株式会社
代表取締役 奥山芳徳
常務取締役 奥山雅敬
取締役 深川大輔

カスタマーハラスメントに対する方針とお願い

職場におけるカスタマーハラスメント対策の義務化は、2026年（令和8年）10月1日施行になります。カスハラ防止のために必要な雇用管理上の措置を講じることが法律上の義務となります。

当社は、産業廃棄物の適正処理およびリサイクル事業を通じて、循環型社会の形成と地域環境の保全に貢献することを目指しております。これを実現するためには、従業員一人ひとりが安全で安心して働くことができる環境の確保が不可欠であると考えております。

つきましては、従業員の尊厳と心身の健康を守り、持続可能で高品質なサービスを提供し続けるため、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定め、ここにお知らせいたします。

1. 対象となる行為（例示）

社会通念上相当な範囲を超える不当な要求や、従業員の人格や尊厳を傷つける以下のような行為をカスタマーハラスメントと定義します。

身体的・精神的な攻撃: 暴力、脅迫、威圧的な言動、暴言、大声での誹謗中傷

過剰・不当な要求: 法令（廃棄物処理法等）や契約の範囲を超えた無理な要求、無償での作業強要、不当なマニフェスト書き換え要求

長時間の拘束・執拗な対応の要求: 長時間にわたる電話・対面での拘束、同じ要求の不当な繰り返し

プライバシー侵害・SNS等での中傷: 従業員個人の撮影・録音の無断公開、インターネットやSNS上での事実無根の悪評・個人情報の拡散

2. カスタマーハラスメントへの対応

万が一、対象となる行為が認められた場合、誠に遺憾ではございますが、以下の対応をとらせていただく場合がございます。

サービス・取引の停止: 該当するお客様・お取引先様への対応・作業の即時中断、および今後の取引中止

専門機関への相談: 警察や弁護士等、外部専門機関への相談・通報、および法的措置の検討

当社は今後も、法令順守（コンプライアンス）の徹底と、お取引先様との健全な関係の構築に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。